

焼津市地域密着型サービス事業者募集要項  
(再募集)

令和4年3月

焼津市健康福祉部 地域包括ケア推進課・介護保険課

## 1 公募の趣旨

焼津市では、「第9期ほほえみプラン 21 第8期焼津市介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）」において、高齢化の進行により今後更に認知症高齢者の増加が見込まれることや、在宅で生活するにあたり、医療や介護が必要な利用者の増加を見込み、下記の地域密着型サービスを新規に開設する事業者（以下「事業者」といいます。）を募集します。

応募にあたっては、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関係法令及び関係通知並びにこの要項等を充分にご理解いただき、関係する部署等にもご相談をお願いします。

## 2 募集する地域密着型サービス

サービスの種類	運営開始	整備地域	整備数
看護小規模多機能型居宅介護	令和5年度	全域	1か所

## 3 開設時期

原則として、令和6年3月1日までに介護保険法に基づく事業者指定を受け、事業所を開設すること。

## 4 選定の方法

募集する各サービスは、広報及び焼津市のホームページにより公募し、申請事業者が複数の場合には焼津市介護サービス事業者等選定委員会（以下「委員会」といいます。）において、書類審査及びプレゼンテーションの評価を実施し、事業者を選定します。

申請事業者が単独の場合は、委員会での書類審査及びヒアリングにより事業者を選定します。

なお、サービスの質の確保が図れないなどの理由により、選定することが適切でないと判断したときは、事業者を選定しない場合があります。

## 5 応募資格

応募できる事業者は、次の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 法人であること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (3) 法人の役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 法人や法人の役員に、租税、公課及び社会保険料の滞納がないこと。
- (5) 施設整備、設備準備及び事業運営に必要な資力が十分にあり、長期間継続して安定的にサービスを提供できること。
- (6) 応募する事業に対する十分な知識等を有すること。

## 6 応募の要件

### (1) 事業予定地の要件

- ア 施設の安全性の確保のため、津波、土砂災害、風水害などによる被害の危険性が低い場所に整備すること。
- イ 用地及び建物については、原則としてその所有権を取得すること。
- ウ 用地において、自己所有地が確保されない場合は、土地取得の見込が担保されていることを証明する書類（土地売買契約書、土地売買契約確約書等）を提出すること。
- エ 用地を取得することが困難な場合は借地も可能であるが、借地の場合は当該事業の存続に必要な期間（30年程度）の地上権又は賃借権及び賃借料を設定する見込みを証する書類（土地賃貸借確約書、地上権設定契約確約書等）を提出すること。
- オ 用地及び建物の両方を賃貸借によることは可能であるが、賃貸借の場合は、当該事業の存続に必要な期間（30年程度）の賃借権及び賃借料を設定する見込みを証する書類（土地・建物賃貸借契約確約書）を提出すること。
- カ 用地・建物の売買又は賃貸借する場合は、契約相手方（オーナー）から市長に対し、事業実施に協力することを証する書類（事業実施継続協力確約書）を提出すること。
- キ 都市計画法、農地法などの利用制限や規制など、施設整備に支障がないことを事業者において必ず関係機関の窓口で確認・把握した上で用地を選定すること。また、開発行為等の許認可が確実に得られる用地であること。

### (2) 建設の要件

- ア 施設の建設計画は、都市計画法、建築基準法やその他の関係法令を遵守すること。
- イ 開発予定地の地域住民（自治会や町内会）については、建物と事業内容等の説明を行い、地域住民の理解を得るとともにその経過等を提出すること。また、隣地地権者については、説明経過と了承の有無を記載した書類を提出すること。  
(地域住民等への説明は、承諾書を形式的に求めるものではなく、施設整備や事業が円滑に進められるよう行うものです。隣接住民や自治会等に対し、十分な説明をするとともに、地元の自治会（町内）会長及び建設予定地に接する土地所有者等から建設や事業に係る同意を必ず得るようにしてください。)
- ウ 既存建物を活用する提案を行う場合は、その建物が昭和56年以前の建物である場合は、耐震診断を受診済みであり、その結果耐震改修が必要な場合は、事業開始までに耐震改修が終了すること。

### (3) 施設整備の要件

- ア 設備については、「焼津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第12号）」、「焼津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年規則第18号）」を遵守すること。
- イ 既存建物を活用する提案の場合は、消防法に基づく消防設備等が未整備の場合には事業開始までに整備すること。

## 7 公募のスケジュール

- (1) 事前申込連絡票受付 3月15日(火)～4月25日(月)
- (2) 公募に関する質問受付 3月15日(火)～4月25日(月)
- (3) 公募申請書受付 4月26日(火)～5月16日(月)
- (4) 委員会による選定 6月中旬～下旬

(プレゼンテーション又はヒアリング)

- (5) 事業者の決定 7月上旬～下旬

※(1)から(3)については、土曜日・日曜日・国民の祝日を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)の間

## 8 提出書類

別紙1のとおり

## 9 応募方法

- (1) 焼津市健康福祉部介護保険課まで持参してください。郵送・FAX・メール等による受付はしません。

- (2) 提出部数

正本1部、副本(正本のコピー)8部

ア 「提出書類一覧」の順に並べ、書類サイズは原則A4判にしてください。

ただし、図面等はA3判も可。

イ 提出書類には、全体の目次及び通しのページ番号を付けてください。

ウ 左側に2穴を開けフラットファイルに綴じて、提出書類ごとに仕切紙をつけインデックスを付けてください。

## 10 質問の受付及び回答について

事前申込法人からの公募に関する質問を、電子メールにより受付します。質問は、所定の質問票を必ず使用してください。電話やFAX、窓口での口頭の質問は受け付けません。

受け付けた質問に対する回答は、質問票提出者に電子メールで回答するとともに、本市が必要と判断した場合は、全ての応募事業者に電子メールで周知します。また、市のホームページにも掲載しますので随時確認してください。

なお、応募状況や他の応募者に関する情報並びに法令等により確認できる事項については、回答いたしません。

## 11 その他留意事項

- (1) 不備、不足のある提出書類は受付できません。受付期間の最終日間近の提出は極力避けてください。

- (2) 提出された書類は返却しません。書類は選定以外に使用しません。

- (3) 開設にあたっては、市の指導に従い、「焼津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等を満たしていることが必要です。

- (4) この要項による選定は、国または静岡県県の補助金交付を確約するものではありません。なお、

補助金の採択、不採択に係らず市単独の補助は行いませんので、応募にあたっては補助金がないことを念頭に資金計画を策定してください。

- (5) 土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、本市は損害賠償請求や求償、そのほか一切の責任を負いません。応募にあたっては、関係者への詳細の説明と正確な意向を確認してください。
- (6) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担となります。
- (7) 虚偽の記載やこの要項に関する重大な違背行為があった場合、決定を取り消すことがあります。この場合、要した費用の弁償を本市に求めることはできません。
- (8) 提出された書類等は、焼津市情報公開条例に基づき情報開示の対象となります。
- (9) 建設予定地が市街化調整区域の場合は、書類等の準備前に建設の可否を確認してください。

## 12 問合せ及び提出先

担 当：焼津市健康福祉部介護保険課保険給付担当

所在地：〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号 本庁舎2階

TEL：054-626-1159 FAX：054-626-2187

Eメール：kaigo@city.yaizu.lg.jp

No.	区分		提出書類	備考	確認	
1	各事業共通		公募申込書	第1号様式		
2	各事業	事業計画	事業計画書	第2号様式		
			看護小規模多機能型居宅介護			
3	各事業 共通	法人	定款及び寄付行為	最新のもの（新設の場合は素案）		
4			法人登記簿謄本	応募提出前3か月以内に発行されたもの		
5			役員名簿	第3号様式		
6			法人代表者及び管理者（予定）の履歴書	第4号様式		
7			欠格事項に該当しないことを誓約する書面	第5号様式		
8			法人の沿革及び概要			
9			決算報告書	直近の2年分を提出すること		
10			法人監査・介護保険事業者実地指導監査等指示事項及び改善報告書	過去5年分の指導監査等における指示事項及び改善報告書		
11			土地 建物	土地登記簿謄本、公図	応募提出前3か月以内に発行されたもの	
12				土地売買確約書	購入の場合	
13	贈与確約書	贈与の場合				
14	所有権移転登記確約書	購入、贈与の場合				
15	土地賃貸借確約書	借地の場合（建物の耐用年数に相当する期間とすること）				
16	位置図及び現況写真					
17	平面図、立面図、配置図、部屋別面積表					
18	開発・建築等に係る協議の状況	第6号様式				
19	開設	開設スケジュール				
20		資金計画書	算定根拠も添付すること			
21		収支予算書	開設年より3年分。算定根拠も添付すること			
22		償還計画書	今回の整備に関する借入について融資先ごと提出すること			
23		預貯金の残高証明書	残高証明の日付は統一すること			
33	各事業共通		その他、市が必要と認めた書類			
34			提出書類一覧	確認欄にチェックすること		